

令和7年度 第1回江戸川区障害者差別解消支援地域協議会開催について

令和7年度 第1回江戸川区障害者差別解消支援地域協議会を下記のとおり実施いたします。
傍聴を希望される方は、下記の傍聴要項により、お申し込みください。

【実施概要】

- 日 時 令和7年11月7日（金） 午後1時30分～3時30分
- 会 場 タワーホール船堀 2階 蓬莱
（江戸川区船堀4丁目1番1号）
- 主な議題（予定） （1）令和7年度江戸川区障害者差別解消支援地域協議会について
（2）近藤 武夫教授による講義
（3）今後の協議会の進め方について

【傍聴要項】

- ① 傍聴の申し込みは、協議会開催の都度を実施します。
- ② 傍聴者は**6名以内**です。
なお、**傍聴者の決定は、先着順**とします。
- ③ 申し込みフォームに、必要事項（連絡先、介助者の有無等）を全てご記入ください。
（電話でのお申し込みはご遠慮ください）。
 - ・収集した個人情報、本業務の実施以外の目的には利用しません。
 - ・頂いた個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき、本事業の実施のために必要な範囲で利用し、適正に管理します（また、法令等の規定による場合を除き、本人の同意なく第三者に提供しません）。
- ④ 今回の傍聴の申し込み締め切りは、
令和7年11月4日（火）9時必着とします。
ただし、締め切り前に定員に達した場合は、その時点で申し込みを締め切らせていただきますのでご了承ください。
- ⑤ 傍聴できる方に対しては、11月6日（木）までに、メールにて傍聴証を送付いたします。
当日は、傍聴証を受付に提示してください。
 - ※傍聴できない方には、通知等はいりません。
 - ※申し込みをされていない方は、理由の如何を問わず、傍聴することはできません。
 - ※傍聴できる方が欠席する場合の代理出席はできません。また、欠席が生じた場合の繰り上げは行いません。
 - ※開始時間から1時間経過した場合には、途中入室できません。
- ⑥ 傍聴者については、次頁の「**傍聴される方への注意事項**」を厳守いただく事を条件に、会議を傍聴することができるものとします。
※傍聴申込書の送付をもって、「傍聴される方への注意事項」を厳守いただく事に同意いただいたものとみなします。

事務局 福祉部障害者福祉課権利擁護係
電話 03-5662-1993

傍聴される方への注意事項

会議を傍聴する方は、下記の事項を遵守してください。

これらをお守りいただけない場合は、退場していただくと共に、次回以降の傍聴をお断りいたします。

- 1 会場内では、会長の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 ビラ等の配付、プラカードを掲げる等の行為、はちまき・腕章等を着用しての入室は、ご遠慮ください。
- 3 携帯電話等の電源は、必ず切って傍聴してください。
また、写真撮影、録音、録画は、ご遠慮ください。
- 4 静粛を旨とし、意見聴取の妨害になるような行為は慎んでください。
- 5 意見聴取における言論に対する賛否を表明し、または拍手をすることはできません。
- 6 傍聴中の飲食および喫煙はお控えください。
- 7 傍聴中の入退室は、やむをえない場合を除きお控えください。
- 8 銃器その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 9 協議会終了後は、速やかにご退室ください。
- 10 その他、会長及び事務局職員の指示に従うよう、お願いします。